

2 (2) その他、特筆すべき教育・研究・診療・社会貢献活動等への取組と成果、世界的位置付けなど。(※評価年次報告「卓越した教育研究大学へ向けて」で報告する内容)

特筆すべき教育活動

1. 公共政策ワークショップ

公共政策大学院では、毎年度、特色ある授業科目として政策実務の修得を目的とした体験型授業である「公共政策ワークショップ」を開講している。「公共政策ワークショップ」では、地域の自治体等が直面する課題に関して、教員・学生が一丸となって考究し、最終的に政策提言を取りまとめて、実際に自治体等に提出している。平成19年度のテーマは「『平成の合併』後の基礎自治体における地域自治組織のあり方の再検討」、「地域活性化の一般法則に関する研究」、「東アジアにおける地域協力：日本の平和と繁栄を実現するための推進の方途」、「地方自治体の独自課税」の4つであり、地域自治体等の協力を得て、特色ある教育成果を収めた。

2. 全学教育への貢献

21世紀COE研究教育拠点形成プログラム「男女共同参画社会の法と政策」の研究成果を活かして、平成17年度より全学教育科目を開講している。平成19年度も「ジェンダーと人間社会」の題で、「ジェンダー」の視座から、性にに基づく不合理な差別のない社会、男女が自律して能力を発揮できる社会の実現などの課題について、13回にわたり、政治学・法学・教育学等の多角的視点に立った多彩な講義が行われ、多数の学生が聴講し、好評を得た。

また、平成19年度より公共政策大学院の教員による全学教育科目「公共政策入門」を開講している。公共政策の各分野における問題の所在と背景、対応策とその批判的検討に必要な公共政策の基礎的な考え方について、実務家教員と研究者教員とが分担して、14回にわたって、実務的・理論的観点から多様な分野についての講義が行われ、多数の学生が聴講し、好評を得た。平成20年度も、同様の授業科目を開講している。

特筆すべき研究活動

1. 21世紀COE拠点形成プログラム「男女共同参画社会の法と政策」

法学研究科が部局として力を入れてきた共同研究である21世紀COEプログラム「男女共同参画社会の法と政策」は、平成19年度をもって当初掲げた目標を全て達成し、5年間の研究プログラムを終了した。共同研究の成果は全12巻（うち、第10～12巻が平成19年度中の出版）のジェンダー法・政策研究叢書（東北大学出版会）、および5巻の研究年報（邦語・英語）にまとめて公表した。

本共同研究の経験を踏まえて、その成果を発展・深化させるべく、グローバルCOEプログラム「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」の共同研究が平成20年度よりスタートしている。

2. 21世紀COE拠点形成プログラム主催国際シンポジウムの開催

平成19年7月19日（日）から31日（火）の3日間にわたって、東北大学創立100周年事業21世紀COEプログラム「男女共同参画社会の法と政策」主催の第2回国際シンポジウム「ジェンダー平等と社会的多様性——理論と政策の架橋を目指して——」を仙台国際センターにおいて開催した。日本を含む世界8ヶ国から11名の第一線の研究者および実務家をパネリストに招聘し、延べ400人の参加者を得て、世界的な水準の議論が活発に行われ、大きな成功を収めた。シンポ

ジウムの報告集は研究叢書の別冊 (*International Perspectives on Gender Equality and Social Diversity*, Tohoku University Press, 2008) として公刊した。

特筆すべき社会貢献活動等

1. 公共政策ワークショップの政策提言

公共政策大学院の特色ある授業科目である「公共政策ワークショップ」は、地域の自治体等をプロジェクト提携機関として、自治体等の抱える課題に対する政策提言を取りまとめて、提出し、特色ある教育成果を地域社会に還元している。平成19年度には、東松島市および大崎市、加美町をプロジェクト提携機関として、地域自治組織のあり方、地域活性化について、それぞれのワークショップが政策提言を行った。

2. 21世紀COEの政策提言

21世紀COE拠点形成プログラム「男女共同参画社会の法と政策」では、最終年度にあたって、男女共同参画をより実効的に推進するための政策提言集をまとめ、ジェンダー法・政策研究叢書第12巻『男女共同参画のために——政策提言——』として公表した。同書には5年間の21世紀COEプログラムの活動期間中に連携を結んだ国内の第一線の研究者28名の政策提言が収められている。

3. 各種審議会委員

法学研究科の多くの教員が各省庁等の各種審議会・委員会の委員を委嘱されている。日本学術会議会員・連携会員、内閣府男女共同参画会議会員をはじめとして、平成19年度も40件におよぶ委嘱を受けており、それぞれの専門分野において卓越した研究者を擁する本部局の特徴的な社会貢献であるといえよう。

4. 東北大学無料法律相談所・東北大学法学部模擬裁判実行委員会

東北大学無料法律相談所は昭和3年発足という伝統を誇る法学部学生の自主団体であり、法学研究科（教員の指導体制、サークル室の提供）および法学部同窓会（財政的支援）が積極的にバックアップし、学外の一般市民を対象とする法律相談（無料、年間40件を越える）を通じて、多大な社会貢献を果たしている。夏期休業中には、東北6県のどこかに赴き、「出張相談」も実施しており、平成19年度は秋田県横手市で開催した。

東北大学法学部模擬裁判実行委員会は、法学部生による裁判劇の制作・講演を通して、市民への法的知識の普及に努めると共に、社会問題を市民と共に考えることを目的とする自主団体である。昭和27年に第1回講演を行って以来、市民の間にもすっかり定着し（講演には約1000人の来場がある）、学生の手で、法と市民をつなぐ重要な社会貢献の場になっている。平成19年度は「裁判員制度」をテーマとした模擬裁判が行われ、市民の高い関心を呼んだ。模擬裁判実行委員会に対しても、法学研究科・法学部同窓会は無料法律相談所同様の支援を行っている。